

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置進捗状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月11日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	渡瀬	典幸
静岡県監査委員	大石	哲司

1 包括外部監査の特定事件

平成29年度

「防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について」

2 措置進捗状況の内容

別冊のとおり

平成 29 年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注 1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、平成 29 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
A 「静岡県地震・津波対策アクション・プログラム 2013」全体について						
意見	<p>③ 市町レベルの情報の開示</p> <p>個別に担当課へのヒアリングを行ったアクションについて、市町別のデータを見る機会もあり、同じ静岡県でも、市町によって、地形や特性、年齢構成、財政力などの違いもあって、防災への考え方や取組状況は様ではないという印象を強く受けた。</p> <p>本プログラムは、県全体の取組状況がまとめられているが、個々の県民にとっては、県全体の状況よりも、自分たちが生活している市町の状況の方が、より身近な問題である。</p> <p>各市町のホームページや広報でも、個別に地震・津波対策の情報を探すことはできるが、全35市町の状況を一覧にすることで他の市町との比較から、自分たちが生活している市町への理解がより深まるのではないかと考える。</p> <p>今後、本プログラムの 176 のアクションの中で、特に重要性や緊急性が高いものについては、数値目標と実績に関する基礎データを市町別一覧にして開示することを検討すべきである。</p>	P13	措置完了	アクションプログラムの達成を目的として、R元年度に創設された地震・津波対策等減災交付金の統一成果指標である津波避難施設の空白域の解消や被災者生活再建支援訓練の実施など、特に重要性が高いものについて、ホームページに市町別一覧データを公表した。	令和 2 年 12 月	危機政策課

C 緊急地震・津波対策等交付金						
意見	<p>① 「成果指標調」の公表について</p> <p>危機政策課では、各市町における交付金対象事業の進捗管理のために、「市町A P進捗確認票」の中から特に重要な4項目（ア.津波避難施設の空白域の解消、イ.安全対策完了、ウ.救護施設機材整備、エ.救命救助用資機材装備）について、市町別の実績状況をまとめた「成果指標調」を作成し、市町にも提示している。この「成果指標調」を見ると、市町によって、実績にかなりのばらつきがあることが確認できる。県のホームページで公表されている「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の中で、平成27年度末の目標指標の実績が記載されているが、市町別のデータは公表されていない。</p> <p>命にかかわる事業への取り組みについては、住民にとって、県全体のデータよりも、自分たちが住む市町のデータの方が重要である。また、本来、市町が進めるべき事業に対して、県が交付金を出す趣旨を考えれば、県としても、もっと積極的に交付金を活用して、事業を進めることを市町に求めるためにも、市町別データの公表をする必要があると考える。</p>	P33	措置完了	<p>アクションプログラムの達成を目的として、R元年度に創設された地震・津波対策等減災交付金の統一成果指標である津波避難施設の空白域の解消や被災者生活再建支援訓練の実施など、特に重要性が高いものについて、ホームページに市町別一覧データを公表した。</p>	令和2年12月	危機政策課